

## 令和6年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

令和6年3月26日（火曜日）午前9時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町犯罪被害者支援条例の制定について
- 第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町生涯現役館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
- 第13号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の廃止について
- 第14号議案 幸田町中傷企業振興基本条例の制定について
- 第15号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について
- 第16号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例及び幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算
- 第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第25号議案 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第27号議案 令和6年度幸田町水道事業会計予算
- 第28号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計予算
- 日程第3 第29号議案 幸田町税条例の一部改正について
- 第30号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第31号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	福祉課長 横田隆之君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 大須賀龍二君

---

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和6年3月4日開催の一般質問におきます要求資料及び3月12日、13日開催の予算特別委員会におきます要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、御報告いたします。

山本健康福祉部長は、入院のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

なお、本日は、横田福祉課長が代理として出席しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これか

ら本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

- 議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14人であります。  
議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

- 議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 廣野房男君及び12番 稲吉照夫君を指名いたします。

---

日程第2

- 議長（藤江 徹君） 日程第2、第3号議案から第17号議案までの15件、第22号議案から第28号議案までの7件を一括議題といたします。  
これから、委員長の報告を行います。  
初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。  
11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

- 11番（廣野房男君） おはようございます。  
総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。  
令和6年3月26日  
議長 藤江 徹様  
委員長 廣野房男  
令和6年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。  
議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。  
第3号 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。  
第4号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。  
第5号 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について  
議会の議員に支給する議員報酬の改定に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。  
第6号 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
町長及び副町長に支給する給料の改定に伴い、必要があるから。全員一致をもって原

案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

教育長に支給する給料の改定に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町情報公開条例の一部改正について

審査請求における諮問の手続の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき実施する犯罪被害者等支援に関し必要な事項を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、都築君。

〔9番 都築幸夫君 登壇〕

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和6年3月26日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和6年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をさせていただきます。

第11号 幸田町生涯現役館の設置及び管理に関する条例の制定について

幸田町生涯現役館を設置することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 幸田町介護保険条例の一部改正について

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び第9期介護保険事業（令和6年度から令和8年度まで）の運営に伴い、必要があるから。賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決した。

第13号 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の廃止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へと移行したことに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決す

べきものと決した。

第14号 幸田町中小企業振興基本条例の制定について

中小企業の振興について、基本理念を定め、及び町の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 幸田町水道事業給水条例の一部改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 幸田町下水道事業の設置等に関する条例及び幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第17号 町道路線の認定及び廃止について

道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、鈴木君。

〔15番 鈴木久夫君 登壇〕

○15番（鈴木久夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

令和6年3月26日

議長 藤江 徹様

委員長 鈴木久夫

令和6年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第22号 令和6年度幸田町一般会計予算

第1条、歳入歳出予算207億1,000万円。第2条、繰越明許費。第3条、債務負担行為。第4条、地方債。第5条、一時借入金、最高額10億円。第6条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 令和6年度幸田町土地取得特別会計予算

第1条、歳入歳出予算1億3,886万5,000円、土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算32億5,527万1,000円、国民健康保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第1条、歳入歳出予算6億7,686万5,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算25億5,970万8,000円、介護保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第27号 令和6年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則。第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万7,000戸、(2)年間総給水量486万6,000立方メートル、(3)一日平均給水量、1日当たり1万3,332立方メートル、(4)主な建設改良事業、配水施設建設費3,978万2,000円、配水施設整備改良費5億4,713万4,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億5,981万8,000円、支出8億2,919万3,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入2億1,052万円、支出5億9,313万1,000円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,794万3,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、棚卸資産購入限度額1,125万3,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第28号 令和6年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則。第2条、業務の予定量、(1)水洗化人口3万9,400人、(2)年間総配水量375万4,000立方メートル、(3)一日平均配水量、1日当たり1万300立方メートル、(4)主な建設改良事業、管路建設費3億6,649万8,000円、処理場建設改良費1,600万円。第3条、収益的収入及び支出、収入16億4,284万6,000円、支出16億3,790万5,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入5億4,203万円、支出7億3,157万6,000円。第4条の2、特例的収入及び支出、未収金1,239万2,000円、未払金9,477万6,000円。5条、企業債、公共下水道事業、限度額9,900万円、流域下水道事業、限度額2,440万円。第6条、一時借入金、限度額1億円。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費7,584万3,000円。第9条、他会計からの補助金4億342万7,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[15番 鈴木久夫君 降壇]

○議長(藤江 徹君) これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番(丸山千代子君) 総務教育委員長にお尋ねしたいと思います。

委員長報告では、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでありますけれども、この委員会の審議の中ではどのような御意見が出たんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 特にこの件についての発議はありませんでしたけれども、これから若い人たちが議員になるというようなことで、少しでもこの支えになればいいかなと、これからの問題として取り上げても差し支えないものだと判断しております。全員一致をもって可決したということは、皆さんそういうお気持ちであったのかというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 委員長がそういう判断をされたということは、意見等はなかったということなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 11番、廣野君。

○11番（廣野房男君） 先ほども言いましたように、この件に対しての意見は出ませんでした。

以上です。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ありませんので、以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案22件について討論に入ります。

まず、原案反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件のうち、10議案について反対の立場から討論をしてまいります。

第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。戸籍関係情報をマイナンバーとひもづけしにして、さらにマイナンバー利用の拡大を進めることは、プライバシー侵害の危険性がより一層高くなるものであります。戸籍は、婚姻、親子など身分関係や出自に関するデータが蓄積されている究極の個人情報であります。だからこそ、限定的に扱わなければならないものではないでしょうか。戸籍情報関連システムについて、市町村の担当者が同一市町村の戸籍担当

部局を通して公用請求できるようになるものでありますが、この戸籍情報連携システムがまだ稼働してなく、プライバシー侵害の危険性がまだ払拭できていない、検証もできないもとの、さらなるマイナンバーの利用拡大を図るこの条例改正には反対であります。

第5号議案 幸田町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。議案名にあるように、幸田町の議員、町長、副町長、教育長の特別職の報酬、給与を引き上げるものであります。この3つの条例改正は同様の内容であり、一括で行うものであります。

引き上げる理由として挙げられたのは、国において一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の月例給の改定が行われたことで、これを千載一遇のチャンスこのときとばかりに引き上げるものであります。今、未曾有の物価高騰が国民生活、町民生活に深刻な打撃を与えております。コストカット経済を続け、非正規雇用を拡大し、日本を賃金が上がらない国にしてきた自民党政治の責任が問われているときに、総理大臣らの給与を引き上げるのは国民の理解が得られず、岸田政権は本案成立後に引上げ分を国庫に返納せざるを得ませんでした。これは国民の理解が得られず、大きな反対があったからにほかなりません。

今回の引上げ案は0.9%から1.03%で、報酬審議会も引上げに異論はないと答申をされておりますが、答申の付記では、町民の感情、置かれている状況、給料が上がらない町民もいることが確かにある中で、町民が納得するようなものであること、町民の感情、不公平感に配慮することと付記をされております。また、中小零細企業の35%が賃上げの予定なしと答えております。長引く不況、物価高騰の影響は深刻な影響を与えております。このような時期になぜ引き上げるのか理解できるものではありません。町民生活が厳しいとき、国が引き上げたからといって、それに倣う必要はないと申し上げ、反対をするものであります。

第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてであります。2000年度から始まった介護保険制度は、3年ごとに介護保険事業計画を立て、その時期ごとに介護保険料、事業計画など算定をしております。今回は、2024年度から2026年度までの第9期の介護保険料を決めるものであります。介護保険料が毎回引き上げられ、第7期は基準額の月額保険料が300円、第8期は500円、第9期は一気に1,000円の引上げであります。基準月額4,800円が5,800円に、年間では、5万7,600円が6万9,600円に大きく引き上げられます。引上げ幅は、20.83%から13段階においては38.09%であり、1号被保険者の大幅負担増を強いるものであります。第8期の介護準備基金の残高は3,045万円となっており、これを取り崩して介護保険料の引上げを抑えるべきと主張するものであります。そもそも、このように介護保険料が高くなってきているのは、国が一般会計からの繰入れ、財政援助を禁じているからであります。現在、介護サービスの利用料は原則1割負担、単身世帯で年金等収入280万円から340万円が2割負担、340万円以上の現役並み所得者が3割負担となっております。それを国は、第10期介護保険事業計画開始時の2027年度ま

で、2割負担の対象となる一定所得以上のラインを引き下げることや、全世代型社会保障改革工程にも、ケアプランの有料化なども盛り込まれております。国は、公費増額を実行して保険料を下げることをこそ求められます。以上を主張して、反対討論といたします。

第15号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正についてであります。2023年の法改正によって、2024年度から上水道の整備管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されることになりました。これを受けての水道事業給水条例の改正であります。水道法第1条では、清浄にして豊富低廉な水の供給、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的としてきました。今回の厚労省から国交省への移管はコロナ感染症対策の強化と言われ、国は、水道法第1条は改正せず、目的は変わらないとしております。しかし、国は、2024年度予算で水道の移管に伴う機能強化のためとして、上下水道一体効率化基盤強化推進事業を新規に進めようとしております。その事業内容では、上下水道一体でのウォーターPPPの取組の推進であります。ウォーターPPPは、水道、下水道、工業用水道におけるコンセッション事業への段階的に移行するための官民連携方式及びコンセッション事業であります。国は、2023年6月にウォーターPPPを10年間で250件とする目標を示し、推進しております。これは、水道民営化の説明方法を変えたものにすぎないと指摘するものであります。このように、今回の国交省への水道事業の移管は、水道民営化に道を拓くものであると指摘できます。命の水の安心・安全を守るべきと求めて、反対討論といたします。

第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算についてであります。当初予算207億1,000万円を計上するのは過去最大規模となっております。予算編成に当たって、コロナ禍の後、自動車関連産業など企業の業績が上向きで好循環であるとして、町税収中は88億5,050万円を見込み、前年度より9,630万円増となっております。しかし、過去最大の予算編成をする上において、財政調整基金、教育施設整備基金、福祉施設整備基金、新型コロナウイルス感染症対策基金などの合計18億1,488万円を繰り入れ、さらに起債を7億5,970万円を借金投入し、さらに、ふるさと寄附金に依存した令和6年度の財源確保であります。合併70周年記念事業は聖域として6億5,000万円をつぎ込むなど、無理な財政運営は破綻を招くものではないかと危惧するものであります。

歳出では、各課所管の全てに町村合併70周年記念事業のための事業を取り組ませ、今まで進めてきた事業はカット、先送りして、イベントを46事業、記念品、工事その他で24事業と、さらに令和5年度には前倒し分など、最優先となっております。合併70周年の記念事業の冠が貫かれております。これは令和6年度の4月1日から令和7年3月31日までの間において、未来の幸田町のために新しいことへの挑戦する勢いが感じられるような事業を実施するとして大盤振る舞い、ばらまきであると言わざるを得ません。全ての事業がそうであるとは言いません。しかし、合併70周年記念事業は精査をし、不要不急の事業などを見直すべきであります。コロナ禍や長引く不況、物価高騰など町民生活を圧迫している状況であり、町民を応援することが最優先であると指摘するものであります。町村合併70周年記念事業は聖域としてばらまき行政を進めるのは

改めるべきであると指摘するものであります。

財務省が昨年12月1日に発表した、資本金10億円以上の大企業の内部留保は527.7兆円と過去最大を更新をいたしました。大企業に対して応分の負担を求めるべきではありませんか。法人町民税は一部国税化で、標準税率は6%であります。制限税率まで課税をすると8.4%であります。令和6年度の資本金10億円以上の所得割では、1億8,000万円の増収になることが明らかになりました。確実に自主財源の確保ができます。以下、改善を求める主なものを指摘してまいります。

幸田町において職員の働き方は、時間外、長時間勤務が常態化している実態があります。必要な労働環境を確保して、健康で生き生きと働くことのできる環境整備、業務量に見合う職員数の配置で住民サービス向上のために実施すべきであります。また、パワーハラスメントの訴えには真剣に対応すべきではないでしょうか。

高齢者の外出支援のタクシー助成は少し前進しましたが、80歳以上という年齢の見直しはありませんでした。車が移動手段である幸田町において、免許返納すると外出が困難となります。障害を持っている人と同じような水準での助成と免許返納者も対象とするよう充実を求めます。

こども誰でも通園制度は、生後6カ月から3歳未満児が対象として2026年度から本格実施をされますが、保育園現場では混雑が生じると予想できます。とりわけ幸田町の未満児保育は、生後おおむね10カ月以上となっており、対応できません。生後6カ月からの受入体制の実施を進めるべきであります。保育士の配置基準が76年ぶりに改正されました。子どもの命と安全を守るための保育士の配置等、育休退園のないよう、3歳未満児保育の充実を求めます。

放課後児童クラブは、常勤職員配置へと改善し、支援員の確保で民間委託ではなく直営とすべきであります。

また、坂崎児童館建設は、合併70周年記念事業の財源を生み出すため先送りとなり、あおりを食ったのであると指摘するものであります。

岡崎医師会から、物価高騰などの影響で人間ドックの単価4,400円値上げ要望があったことに伴い、人間ドックの自己負担金1,000円値上げをしますが、健康の町宣言をしていることから据え置くべきと求めるものであります。

環境対策では、地下水汚染で検出されたPFASの問題であります。発がん性が指摘され、国際的に規制強化が進む有機フッ素化合物PFASは、基準値以内であるからとやむやみにしないで、愛知県に対して詳細な情報確認と汚染の原因調査を求めます。

私立高校等授業料補助金は、制度発足以来、見直しもされておられません。毎年、父母会より陳情が提出されているように、公私格差是正のためにも見直し、引き上げるべきであります。

不登校の子どもたちが、小中合わせて136人にも上っております。不登校の子どもたちに寄り添い、様々な学びの場の選択肢を広げることと同時に、多忙化を極める教員を補佐する人員配置を求めます。

中学校体育館の空調化は3校同時に行われますが、小学校6校は3校ずつの計画であります。小学校体育館は指定避難所でもあり、能登半島地震の教訓からも、また耐え難

い暑さの中での授業や寒さ対策など早急に対応すべきであり、6校同時の空調化を計画すべきと求めるものであります。

最後に、学校給食無償化についてであります。義務教育無償化は憲法に基づき、子どもの教育を受ける権利を保障するものであります。今、愛知県下では、学校給食無償化自治体が大きく増えてきている状況であります。合併70周年のばらまきだけではなく、物価高騰対策、子育て支援として学校給食無償化の実施を求めるものであります。

今、日本社会における失われた30年により、実質賃金の低下や上がらない年金水準、社会保障の削減、貧困や経済的格差が広がる中、暮らしが困難となっております。また、非正規雇用を増やし続けてきたことで、就職氷河期の30代から50代といった働く世代を直撃し、結婚しづらい国、子どもを産み育てづらい国となり、深刻な少子化をつくり出してきております。その国の悪政の防波堤になるのが地方自治体ではないでしょうか。地方自治体の仕事は、福祉の増進であります。町民の暮らしに一層寄り添うことを求め、反対討論といたします。

第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。2018年4月から国民健康保険が県単位化となり、愛知県に運営が移りました。そして、県内の市町村が全て同じ保険税となる保険料率の統一化を進めようとしており、令和12年度県下統一を検討しております。そうすると、さらに国保税の値上げとなることは、大阪府の事例からも明らかであります。国は、健康保険の課税限度額を2万円引き上げ、現在104万円が106万円のように引き上げました。今でも高過ぎる国民健康保険税をさらに値上げさせようという、厚労省が自治体への圧力を強めております。国保税は、長年の国庫負担の削減と抑制によって、同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べ2倍も高いのが実態であります。せめて協会けんぽ並みにしてほしいと、全国知事会、全国市長会・町村会など、1兆円の繰入れをし引き下げるよう国に要望し続けております。物価高が国民の暮らしを直撃する中、自営業者、フリーランス、年金生活者、非正規雇用などが加入するのが国民健康保険であり、低所得者層で占めております。公費投入を増やして、高過ぎる国民健康保険税を引き下げることが求めます。

マイナ保険証の移行で、今年の秋には従来の保険証は廃止するとしていますが、マイナ総点検で誤りは1万5,000件も誤登録がありました。マイナンバーを巡っては漏えいの可能性が今もあり、従来の保険証は今までどおりとし廃止をやめるべきであり、存続を求めて、反対討論とします。

第25号議案 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。愛知県後期高齢者医療広域連合は、75歳以上の保険料を2年ごとの見直しをし、2024年度から2025年度はこれまでにない大幅引上げを行いました。平均保険料は、年額9万1,117円を10万3,381円にと引き上げ、1万2,264円の引上げであります。13%増となりました。内訳の所得割9.57%を11.13%に、均等割額4万9,398円を5万3,438円にそれぞれ引き上げ、限度額66万円を、2024年度は73万円に、2025年度は80万円に引き上げるものとなっております。大幅引上げは、国が子どもの出産育児一時金拡充の財源の一部を75歳以上高齢者に負担させるとして、高齢者の保険料に上乘せさせるからであります。さらに、窓口負担2倍化

は、高齢者を医療から遠ざけるものであります。高齢者を75歳という年齢によって差別化、負担増を強いる特別会計予算に反対であります。

第26号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。2024年度は、公的医療保険の診療報酬、介護保険の報酬、障害福祉サービス等の報酬の改定額を同時に決めるトリプル改定の年となっております。物価高騰や賃上げのために大幅引上げが求められてきましたが、マイナス改定であります。訪問介護事業所は36.7%が赤字状態であり、引下げが実施されれば、これから閉鎖、倒産に追い込まれる可能性もあり、在宅介護が崩壊寸前と寄せられております。必要な介護を利用できなくなる事態は、国家的詐欺と言わざるを得ません。第9期の初年度、2024年から2026年度についてであります。介護保険料を大幅に引き上げ、基準額からの引上げ率は20.83%から13段階38.09%であります。基準額である第5段階は、月額1,000円アップで4,800円が5,800円に、年額で5万7,600円が6万9,600円になりました。大幅引上げは、高齢者に負担増を強いるものであります。介護保険料の引上げは、年金暮らしの高齢者にとっては生活がぎりぎりヘルパーが頼めない状況をつくり出し、介護事業者にとっては、介護離職者が多くなり、介護施設は経営難で撤退を計画せざるを得ないといった、介護事業者と介護サービス利用者の双方が深刻な状況になっております。総合事業が導入されて以来、要支援1・2が、専門職が行う介護保険の対象からのサービス外し、町が行うボランティアなどで実施する介護予防生活支援サービスへと移行しております。さらに、介護利用料の2割負担の対象拡大や老人保健施設の多床室の有料化を狙うなど、保険料を負担した高齢者が必要な介護を利用できなくなる事態は国家的詐欺であります。安心して介護が受けられる制度にすべきと求め、反対討論といたします。

以上であります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

4番、松本君。

〔4番 松本忠明君 登壇〕

○4番（松本忠明君） 議長のお許しをいただきましたので、第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

ここ数年を振り返りますと、猛威を振るった新型コロナ感染症も昨年5月に5類に移行し、ようやく収束の兆しが見えてまいりました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした世界情勢の激動を受けて、食料や燃料、資材不足による物価高騰は、我々の生活に多大な影響を及ぼしております。このような社会経済状況や将来展望を踏まえ、本定例会の冒頭で、成瀬町長より令和6年度予算の対応と施政方針が示されました。一般会計の予算規模は207億1,000万円であります。重点施策の代表例を見てみますと、福祉分野においては、子育て応援家事サポート事業の充実、また児童手当の所得制限撤廃と支給期間延長等、きめ細かな施策により子育て世帯の家事及び経済負担の軽減が図られるものと確信いたします。また、高齢者に寄り添った地域包括ケアシステムの深化、見守り事業の強化、外出支援タクシー事業のデジタル化等、さらなる福

祉施策の充実が盛り込まれています。産業振興分野については、農業では、人材力強化の支援事業及び特産地支援事業等により、次世代の人材確保及び農業振興が推進されます。また、工業では、長嶺及び須美地区での工業団地造成事業推進により、新産業と雇用の創出が期待されます。そして、商業では、町村合併70周年の冠事業として実施される生活支援チケット給付事業等により、町民の家計支援と地域経済の活性化が図られます。また、環境分野では、公共施設への太陽光発電設備の設置及びペットボトル及びマットレスの水平リサイクルにより、地球温暖化やSDGsの目標達成及び循環型社会の構築という、幸田町の未来を見据えた地球規模の課題に対処するための施策が織り込まれています。このように、本予算は多様な町民の要望に対応すべく、あらゆる分野、あらゆる年代層にきめ細かく配慮されたこれらの施策を確実に実施するために必要な経費が精査され、バランスよく配分された予算であると感じられます。

また、これまでの感染症対策中心の守りの財政運営に区切りをつけ、町村合併70周年を一つの契機として捉え、守りから攻めに転じ、活気あふれるまちづくりを積極的に進めていくぞという町長をはじめ理事者の皆さんの本年度の予算にかける思いがひしひしと伝わってまいります。これらの施策の実現により、町長が施政方針で示された元気に希望を取り戻す、このスローガン実現に向けて、間違いなくよりよい方向に進んでいくものと確信いたします。幸田町の発展と町民の福祉を確保するために、私はこの予算案を全面的に支援いたします。

最後になりますが、重要施策のうちの2項目について、理事者の皆さんにお願いがあります。

1つ目は、何といっても安心・安全です。昨年6月の本町での集中豪雨での災害への対応及び本年1月の能登半島への地震支援での経験を踏まえ、ライフラインを中心にリスクの点検と備えが必要です。そして、2つ目は、DX、デジタル化の推進です。将来の人口減少と少子高齢化に対応するため、デジタル技術を活用した行政サービスのレベル向上と職員の皆さんの働き方改革が重要と考えます。持続可能な調整の実現に向けて、この2つの重要課題へのさらなる積極的な取組をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

[4番 松本忠明君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 次に、原案反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成者の発言を許します。

1番、藤本君。

[1番 藤本和美君 登壇]

○1番（藤本和美君） 議案となっておりますうち、2つの議案について賛成の立場で討論させていただきます。

第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、令和6年度から8年度まで

の第9期介護保険事業の運営に伴い、第1号被保険者の介護保険の保険料率をアップすることに関してです。今まで低く抑えていた保険料を、介護サービスの利用の増加、介護度の悪化、介護報酬の引上げ、後期高齢者の増加を鑑みて、本町で介護サービスを維持するためには必要なことと理解しました。しかし一方、元気で生活する高齢者からは、介護が必要になってからのお金をたくさん使うよりも、介護が必要にならない元気なまま歳を取れる施策にもっと重点を置いてほしいという声をたくさん頂いております。また、できないことのお手伝いではなく、できていることの継続と改善可能なことを増やす支援により、高齢者の自立度が向上し、そこに地域の御近所付き合いのような互助があれば、もっと幸せな暮らしが続けられるのではないのでしょうか。健康なまち幸田が老いも若きも合い言葉になるような施策の実現をお願いいたします。

第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算についてです。初めての次年度当初予算の審議でしたが、2日間にわたる予算特別委員会により、事業や予算の根拠や理由について詳しく知り、理解することができました。その中で特に、公共施設再エネ導入ポテンシャル調査委託料について、地方自治体が所有する公共施設の建物や土地に対し、太陽光パネルの設置をまずは2030年度までに50%の導入、そして、2040年までには100%の導入が国から出された目標になっているための調査委託料と理解いたしました。一般質問でも再生可能エネルギーや太陽光パネルについて述べましたように、懸念点が多いことも事実ですので、しっかりとマイナス部分を理解した上で、調査、事業を進めていただきたいです。

懸念点といたしまして、政府は先日、再エネ賦課金を4月からまた上げると発表しました。平均的な家庭では、今よりもさらに年間1万円程度の値上げになるとメディアが報じました。また政府が根拠としている国連のIPCC気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書のデータに基づいて計算しますと、仮に我が国が2050年までにCO<sub>2</sub>ゼロを達成したとしても、それは地球全体の気温を0.006度低下させるだけであるということです。我が国では、2013年から2022年にかけて、CO<sub>2</sub>を20.5%削減したということですが、キャノングローバル研究所の調査によると、そのうち15.5%は経済活動量の低迷によって削減されたものである。つまり再エネ発電にしたからではなく、経済が低迷し工場などが止まったことが理由で減っただけであるということです。

現在、日本製で薄くて軽く設置場所を選ばないペロブスカイト太陽電池の開発にも政府は力を入れており、2025年には、FIT制度の電力購入価格において、現行のシリコンタイプのものよりも優遇する方針を出しています。そうなると、現行の設置が難しく廃棄にも困る外国製のシリコン型太陽光パネルは旧型となり、在庫処分セールが展開されるおそれもあります。以上のことから、設置には多額の費用もかかりますので、国、県の動きだけではなく世界情勢も考慮し、場所や使用する太陽光パネルの種類について慎重で多角的な調査となるよう事業の運営をお願いし、私の討論を終わります。

〔1番 藤本和美君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 私のほうから、単行議案第5、6、7号についての一言賛成討論をさせていただきます。

国の問題は別にしまして、幸田町で考えてみますと、幸田町はまちおこしをしやすい都市部の町に比べてどちらかといえば田舎で、その中でいろいろと的確な施策を積み重ねて、ここ数年人口上昇率も高く、年々町民の数を増え続けさせているということなど、幸田町をここまで発展させ続けていることは、歴代町長とともに成瀬町長の手腕によることが大きいと思います。したがって、町長報酬は県下でもトップクラスに持ち上げてもいいぐらいだなというふうに私個人としては思っておりますので、ここまで長く報酬の見直し、引上げがなかったことが不思議であると思います。また、コロナ禍など、また大きな地震などがあれば、報酬カットなどを先頭を切って行う気概もありますので、これからの町政も十分任せ切れる町長だと思えますし、思い切って報酬の引上げも別に問題はないのかなと思います。どんなタイミングで引き上げても反対意見は出ますので、どこかで上げてあげなければいけないというふうに思っております。また、議員報酬も同じく長年据置きできております。今後、若い人たちが議員になるための、先ほども言いましたけれども少しでも支えになればいいと思っております。時々、今回上げ幅は小さいんですけども、これをきっかけに時々審議会話題に上げてもらえればいいかなと思っております。私の周りの人たちは、これっばかししか上がらんのかという方もたくさんおります。ほかの総務委員会での議員の周りの方も同じなんでしょう。あの委員会では何の問題もなく、全員賛成でした。町民の代表者で組織される幸田町特別職報酬審議会での報酬の諮問がされ、引上げの額も妥当であるとの答申を得ております。町の皆様に丁寧に説明すれば何の問題もなく納得していただけるものと思います。これをもって、5、6、7号議案の賛成討論とさせていただきます。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前11時02分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、上程議案22件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町生涯現役館の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 幸田町中小企業振興基本条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について、本案に対する委

員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例及び幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 令和6年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 令和6年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



### 日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、第29号議案 幸田町税条例の一部改正について、第30号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び第31号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第9号）、以上3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第29号議案及び第30号議案の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

提案書の1ページをお開きください。

第29号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、令和6年能登半島地震被害の被災者の負担軽減を図るため、地震災害によりその者の有する資産等について受けた損失の金額を、通例では令和

6年において生じた損失の金額として、令和7年度以後の個人町民税の雑損控除とするところを、特例といたしまして、所得割の納税義務者の選択により、令和7年度以後ではなく、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の個人町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例の適用を定めるものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

第30号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、4ページから6ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額としまして、消防団員を団長及び副団長、分団長及び副分団長、部長・班長及び団員の3階級、勤務年数を10年未満、10年以上20年未満、20年以上の3段階ごとに、また団員以外の消防作業従事者や救急業務協力者等につきましても、補償基礎額を改定するものであります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

以上、第29号議案及び第30号議案の提案理由の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第31号議案1件であります。

第31号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。議案関係資料は、7ページ及び8ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億9,002万5,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、6ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正のとおり、20款民生費、物価高騰対応重点支援事業（低所得世帯支援枠）につきまして、704万円を限度額としまして、繰越明許費をお願いするものであります。

この事業につきましては、去る令和5年12月定例会におきまして、予算の新規計上をお認めいただきましたものであります。令和5年11月に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策におきまして、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届けることとされ、国の令和5年度補正予算（第1号）の成立により、住民税の非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円を給付する事業に取り組むものでありますが、国の制度設計の関係上、この給付金に対する受給者からの確認書の受付及び申請の期限につきましては、令和6年4月30日までとしておりますことから、年度内の給付が未了となることが見込まれる100件分の給付に必要な経費704万円を限度額としまして、繰越しを行うものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

55款国庫支出金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金760万円を減額するものであります。これは、先ほど繰越明許費の補正で説明させていただきました物価高騰対応重点支援事業（低所得世帯支援枠）に要する経費の財源としまして計上しました予算につきまして、先日交付決定がありましたことを受けまして、これに見合った金額に整えるものであります。この減額措置をすることにより、歳出事業費とその財源である国庫支出金との間に差額が生ずるところとなり、この結果、この差額分につきましては、一般財源を充当するところとなりますが、この理由といたしましては、国の算定基準が令和4年度に実施しました子育て世帯等臨時特別支援事業での実績に置かれたことによるものでありまして、今回の給付実績と交付決定額との間に生ずる差額分につきましては、年度を改めて精算交付として交付が受けられる予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

70款寄附金、本年度、道の駅筆柿の里・幸田におきまして、来場者ニーズへの対応及び従業員の事務スペースの確保のため、道の駅倉庫兼会議室建築工事を施工したところではありますが、このほど、この事業費に対しまして、合同会社筆柿の里 幸田様から寄附採納の申出がありましたことを受けまして、農業振興費指定寄附金1,260万円を新規計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金587万5,000円を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

初めに、20款民生費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、先ほど歳入で説明いたしました国庫補助金の減額措置に伴いまして、その財源を整えるものであります。

35款農林水産業費につきましては、地域農政総合推進事業におきまして、同様に、歳入で説明いたしました寄附金の新規計上に伴いまして、その財源を整えるものであります。

50款消防費につきましては、消防用自動車整備事業におきまして、車載無線機移設手数料等79万9,000円及び自動車重量税6万6,000円をそれぞれ減額するものであります。この予算につきましては、去る令和5年12月定例会におきまして、総務省消防庁によります消防団車両の無償貸付けを受けることに伴って必要となる諸経費としまして、新規計上をお認めいただきましたものであります。補正予算の成立後の経過としましては、年度内の受入れと受入れ後の速やかな運用開始を想定しまして、受入体制を万全なものとして整えておりましたが、本年2月末に至り、突如として国の受注事業者から納期遅延の連絡を受けるところとなりました。遅延の理由といたしましては、トラック車両の保安基準の見直しに対する技術的対応の遅れにより、予定車両が出荷停止の状況にあるとのことでありまして、艀装工場への納車のめどが立たず、納期が大幅

に遅延する見込みであるとのことでありました。この予期せぬ事態によりまして、年度内の貸付けを受けることが不可能となり、歳出予算の執行時期につきましても不透明な状況に陥ってしまいましたことから、計上しました経費につきましては、その全額を減額することとしたものであります。なお、無償貸付けの決定につきましては、現在も有効でありますことから、受入時期のめどが立ち次第、改めて必要な予算措置をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、令和6年度第1回幸田町議会定例会に本日追加で提出いたしました単行議案2件、補正予算1件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、第29号議案の質疑を許します。

ございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 能登半島地震の関係でございますけれども、幸田町における対象者があるかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 丸山議員の言われました件でございますけれども、結論といたしましては、幸田町に対象者がいるかどうかというのは分からないという状況になっております。付け加えさせていただきますと、対象者がいる可能性がございます。それはどのような方かといいますと、能登半島の被災地のほうに自分の住宅がある方、例えば単身赴任等々で幸田町に住んでおられる方で、本来の自宅が能登半島にある方が被災して住宅が損壊してしまったと、そういったような場合が考えられます。それと、あと、たまたま能登の実家のほうに帰っていた場合に、自家用車で帰っていたときにその自家用車が被災に巻き込まれて壊れてしまったと、そういったような場合に車のほうがこの雑損控除の対象になるといったことで、幾つかのことで可能性がございますけれども、そういう方が幸田町にいるかどうかというのは今現在では分からないと、申請がない限りは分からないという状況になっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、申請によってこれが適用されるわけでございますけれども、この適用対象としては、この期限というのが設けられているのでしょうか。

それとも、これは遡っても対応できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 期限についてでございます。原則は、この確定申告の3月15日が原則ということで、さらには、それに間に合わなかった場合につきましては、住民税の納付書が届く6月のその納付書が送達された日、本人のところに届くまでの日までに申告をしていただくということでございますけれども、住民税、所得税につきましては5年間遡って申告ができますので、そういう原則はありますが、遡って申告できますので、後になっても可能であるということになっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町に対象者があるかどうか分からないということでございますけれども、やはり、これは周知が必要だというふうに思います。その周知についてどのようにしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 周知につきましては、ホームページのほうで、この議会議決後にアップをさせていただくということで考えております。ちなみに、近隣の市町村にも一応どのような状況、今回の議会での追加、幸田町の場合は追加上程させていただいたんですけれども、ほかの自治体でどのような議会対応をされるかということ併せて伺ったんですけれども、大体ほとんどの自治体が追加上程をする、あと、それに加えて、ホームページにて周知を図るということをお聞きしてありますので、本町におきましてもホームページにて周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） こうした直接被災をしなかったということで、対象者が他の自治体にいるということからもこうした情報が届きにくいこともあるかというふうに思いますので、十分周知をしながら不利益にならないようお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（藤江 徹君） 税務担当参事。

○税務担当参事（稲熊公孝君） 当然、その対象になられる方がいるかどうかは分かんないんですけれども、一応受皿はつくっておくということで、今回追加にて上程をさせていただいたという経緯がございますので、その辺はしっかりと周知をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ございませんので、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 歳入でお尋ねしたいと思います。

今回、道の駅筆柿の里から寄附金の申出があったということで計上されたわけですが、なぜこのように遅くの時期に計上されたのか、その理由をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今回の寄附金が筆柿の里さんから頂けたということであり、ますけれども、これにつきましては少し遡りますけれども、令和4年度から具体的な寄附に関する打合せもさせてもらいながら、寄附の今後の進め方という形で道の駅さんのほうからは、今後、この工事に当たって双方の協議をしながらでありますけれども、必要な額を負担したいといったような旨の報告もいただいているところであります。それを受けますが、工事の規模だとか、それからやり方、それからスケジュール等もまだ未定の中で、令和5年度、本年度でありますけれども、令和5年度につきましては額を確定した形ではなくて、工事を進めさせていただくと。当然、工事費につきましては必要な額を認めていただいて、工事をやってきたということでございます。今年度、工事をやらせていただいて、当然少し変更等もございまして、年末ぐらいにしっかり額が確定をしてきたものですから、その後、道の駅側で役員会だとかそういったところにかけていただいて、最終的には2月から2月の終わりですね、寄附の申出があったという、こういう経過でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この寄附の申出が3月の最終日にずれ込んだということで、計画がずれ込んできた。これについて、そもそもこの増築部分に対しての額の寄附の申出であります。これは増築額の何%に当たる額を寄附金として確定してきたのかということと、それから寄附することによって、この筆柿の里の施設、これについての何らかの影響というのがあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） この額でございますが、先ほど申し上げましたように、令和4年度につきましては、双方協議の上で必要な額を負担したいということのお話があったときに、直接町長のほうに訪問をしていただいて、その中では、先方のほうからは工事費の半分をめどに、その中で道の駅のほうでいろいろ考えたいということも口頭での御報告もございましたので、それを軸に進めさせていただきました。結果的に何%かとなりますと、これは半分であります。50%であります。したがって、町が半分、道の駅さんが半分持つという形で完成をしたという形であります。

それから、影響ということでもありますけれども、まずこの建物につきましては町の所有物に当然なりますので、町の所有になるんですけれども、例えば具体的な維持管理等をほかの地域振興施設と併せて道の駅さんのほうでやっていただけるという形になります。それから、タイトルにあるように、会議室それから倉庫等の機能も持った施設になりますので、当然運営上の効率的な運営には期するかなというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 質問者に申し上げます。一問一答の遵守をよろしくお願いいたします。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 工事費の半分の負担の寄附金ということで、建物の所有は町所有ということでありませけれども、例えば寄附金に見合った登記と申しますか、道の駅の方として、そういう要求があったかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） こちらの半分というのは、結論から申し上げますと、町のほうからいわゆる強制というんですかね、そういうふうな形をしたわけではなくて、自発的に先方のほうから言っていただいた額と申したことでございます。その維持管理、それを実際に使っていただくのは道の駅のほうになりますので、ある程度は使い方の自由度とかそういったものは持っていただきながら、自主的に使っていただけるというふうに考えておりますので、金額がこうだから何か縛りがあるとか、そういったことはございません。当然、今後の使い方について、今一部をもう使っているわけでありませけれども、町のほうと協議をしながら、うまく使っていただけるということで思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 1,260万という寄附採納があったということで、これは道の駅の運営に関して、経営に関して何らかの税負担と申しますか、そういうものがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今の税負担の関係でありますけれども、すみません、私も細かいところまで少し承知をしてないものですから、ちょっと分かりかねるところでございます。申し訳ございません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 道の駅から工事費の半分の寄附採納ということで頂くわけでありませけれども、後々こうしたことが問題にならないようにきちんと対応すべきでありますので、その辺のところを十分調査しながら行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） この件につきましては、町と当然道の駅のいわゆる役員さん方とのお話を進めてまいりました。実際には幾度となく役員会だとかそういった会議を重ねて決定されているという御報告も受けておりますので、今後はしっかり有効的に使えるように双方で協力して取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員

会への付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案3件について、討論に入ります。

まず、原案反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第29号議案 幸田町税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第29号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第9号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、原案どおり可決することに決しました。



#### 日程第4

○議長(藤江 徹君) 日程第4、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について終了するまで継続し、これを行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決するに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長申出のとおりとすることに決定しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで、令和6年第1回幸田町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分

○議長(藤江 徹君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和6年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る2月28日から本日まで28日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日提案させていただきました議案を含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、御報告を5点、申し上げます。

1点目は、人事異動でございます。

今年度末に11名の職員が退職する予定でございますが、これまでそれぞれの立場で御尽力いただきましたことに、改めて謝意を表したいと存じます。

退職者の内訳といたしましては、部長級が1名、課長補佐級の保育園の園長が1名、

そのほか主査1名、主事3名、保育士4名、そして調理員1名であります。

まずは、長きにわたり勤務いただいた企画部長の成瀬千恵子君であります。幸田町行政の発展のために、行政実務の要として力を発揮していただきました。

また、上下水道部長の石川正樹君、消防長の小山哲夫君におかれましては、今年度新たに定年引上げ制度が導入されたことに伴い、今年度末をもって管理職から退かれることとなりました。

これら3名の部長におかれましては、コロナ禍での部長職への着任となり、着任早々、未曾有の新型コロナウイルス感染症との戦いの中で、自身の体調管理はもとより、職員の健康管理に配慮しながら、所管する政策・事業の推進に尽力してくれました。先の読めない状況の中で、3名の部長にはそれぞれにおいて相当の苦労があったことと思います。改めて謝意を表したいと存じます。

さて、去られる3名の部長につきまして、まず成瀬企画部長につきましては、昭和59年に本町の職員として採用され、40年の長きにわたり勤務をされました。平成29年には健康福祉部保健医療課長、平成30年10月に健康福祉部次長兼保健医療課長、平成31年に企画部次長兼企画政策課長、そして、令和3年には企画部長となり、町の施策推進の要となる重要なポストに身を置き、町の主要な施策の企画・運営に携わり、その持てる力をいかに発揮されました。また、本町初となる女性の部長として、自らの身をもって後輩の女性職員に進むべき道を示してくれたことは、今後さらなる女性職員の活躍を図っていく上での道しるべとなる大きな功績であります。

また、石川上下水道部長につきましては、昭和61年に本町の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成27年には建設部都市計画課長、平成29年には建設部下水道課長、平成31年には会計管理者兼出納室長、そして、令和3年には上下水道部長となり、町政各般において事業の推進に尽力してくれました。上下水道部長在任期間中は、大きな断水事故や濁水こそありませんでしたが、令和4年5月に明治用水頭首工の大規模な漏水事故が発生しました。一時は本町にも大きな被害が及ぶことが心配されましたが、何とか最悪の事態は免れることができ、幸いであったかと思えます。そのような場面においても、重要なライフラインである上下水道事業を安定に継続するため、常に尽力してくれました。

小山消防長につきましては、昭和57年に本町の職員として採用され、42年の長きにわたり勤務をされました。平成29年には消防本部消防署長、平成30年に消防本部消防次長兼消防署長、そして令和3年には消防長となり、入庁以来、消防業務一筋で貢献してくれました。消防長在任期間中は、幸田駅前火災や須美の山林火災、荻の建物火災など規模の大きい火災が複数発生しましたが、現場において的確に陣頭指揮を執り、常に本町の消防行政の先導役として町民の安全・安心のために尽力してくれました。

また、新規消防団員の獲得のため、消防カレーの開発や消防団のPR動画の制作を始めとした取組を通じ、消防団活動の充実のためにも尽力してくれました。また、先ほども申しましたが、コロナ禍において、業務上コロナ患者と直接接触をする機会が多い消防署においては、早い時期から消防隊員のコロナ感染もあったわけではありますが、そのような状況の中でも、町民の安全・安心を第一に考えながら、職員の健康管理にも気を

配り、消防行政の継続のために全力を尽くしてくれました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、それぞれが健康に留意され、これからも後輩の職員に対する指導、助言と合わせまして、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度、令和6年4月1日付の人事異動でございます。

お手元に届いていると思いますが、今回の人事異動につきましては、部長級5名、部次長級8名、課長級9名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり、退職者11名に対し、新規採用職員は21名とし、これによりまして、再任用職員、任期付職員及び県からの派遣職員を含む全職員の総数は405名となります。

人事異動に当たっては、将来の展望が開ける輝かしいまちづくりのため、次の8項目を重点事業として推進めるべく、組織・人員体制を整備いたしました。

まず1つ目は、企業誘致のための長嶺地区工業団地造成の推進、2つ目は、ふるさと納税制度を生かした地場産品によるまちおこし、3つ目は、町村合併70周年に向けた各事業の計画的な推進、4つ目は、行財政の効果的かつ合理的な運営に向けた取組の強化、5つ目は、災害に強い人づくりと令和6年能登半島地震の被災自治体に対する支援の継続、6つ目は、戸籍の氏名の振り仮名記載制度の円滑な開始、7つ目は、上下水道事業の広域連携の推進、8つ目は、消防本部における職員の安全衛生の推進であります。

また、これまで同様、男女共同参画を促すべく、女性の管理職登用も積極的に行います。

さらに、幸田町の将来の発展を見据え、新たに内閣府地方分権改革推進室、愛知県防災安全局防災部消防保安課、幸田町シルバー人材センターへの派遣を行うとともに、併せて令和6年能登半島地震の被災地支援として、災害時相互応援協定を締結している石川県内灘町への1年間の中長期派遣を行うとともに、引き続き、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所交通対策課、愛知県総務局総務部法務文書課、愛知県都市・交通局都市基盤部都市整備課、愛知県西三河農林水産事務所建設課、愛知県企業庁用地造成事務所工務課、全国市町村国際文化研修所、愛知県後期高齢者医療広域連合、愛知県市町村振興協会研修センター、幸田町商工会、全国道の駅連絡会への職員の派遣・研修・出向を行うことにより、それぞれの機関との連携を強化し、業務を推進するとともに、派遣する職員の技術、技能及び知識の向上を図ってまいります。私を含め、職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけ、おもてなしの心を持って住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

2点目であります。去る3月1日から3日にかけて開催されましたラリー三河湾2024についてであります。蒲郡市を中心として競技が開催されまして、5万900人の方がイベント会場及び観戦エリアへの御来場いただいたとの報告を受けています。

本町では、2日、土曜日、日本各地から集まったラリーカー90台が深溝地内において疾走いたしました。多くの方にラリー競技を楽しんでいただくため、深溝運動場を観戦エリアとして開放し、キッチンカーなど地元の飲食店などに来店いただいたところ、

町内外を合わせて約1,000人の方にお越しいただくことができました。

本町にとっても、このラリー三河湾が新たな観光資源となるよう、次年度以降も引き続き盛り上げていきたいと考えています。

3点目であります。3月14日に行われたNHK新BS日本のうたの公開収録についてであります。

今回行われた公開収録には、観覧者の募集に対し、7倍近くの御応募をいただき、町内の方はもとより、遠くは北海道や九州から御来場された方もいたとのことで、大変好評を得た中で開催することができました。御出演いただいた11名の歌手のすばらしい歌声と演出を存分に楽しんでいただけたと思います。

なお、この番組の放送は、BSプレミアム4Kで、4月7日、日曜日、午後7時半から9時まで予定されていますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。

この放送を見逃された場合は、BSプレミアム4Kで13日、土曜日の午前11時30分から午後1時までと、19日、金曜日には午後4時30分から午後6時までと、NHKのBSがまた別にございまして、これは14日、日曜日の午後7時半から9時まで再放送されますので、いずれの御都合のつく時間に御覧いただければと思います。

4点目であります。現在第24回のしだれ桜まつりが幸田文化公園において開催されています。

開催期間でございます。例年4月1日からとしておりましたが、昨今の地球温暖化の影響を踏まえ、少し早めて昨日25日からとし、4月15日までの2日間となっております。

現在、桜の開花状況につきまして、最近寒い日が続いていることから、まだまだつぼみが固いといった状況でございます。見頃としては4月に入ってからと予想される所でございます。

なお、会場では、コロナ禍前の状況に戻した上で、ステージイベント、茶席やキッチンカーなどの多数の催しが予定されており、誰もが楽しめる催しとしていきたいと考えております。町内外の多くの皆さんと共に盛り上げていくために、議員の皆様もぜひ会場に足を運んでいただきますようお願いいたします。

最後5点目でございますけれども、先週の土曜日でございますけれども、中央公民館におきましてもコロナウイルス対応のワクチン接種の公共接種・集団接種が終わったということをご報告させていただきますとともに、今まで長きにわたり医師会様をはじめ医療関係スタッフの皆様が御尽力いただいたことに改めてこの場をもちましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

最後となりましたが、くれぐれも健康に御留意をいただき、新年度を迎えいただくとともに、さらに町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶をさせていただきます。

長きにわたりありがとうございました。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） ここで、3月末日に退職されます成瀬企画部長、役職定年されます石川上下水道部長及び小山消防長の3人から発言の申出がありましたので、発言を許し

ます。

それでは、最初に、成瀬企画部長、お願いいたします。

〔企画部長 成瀬千恵子君 登壇〕

○企画部長（成瀬千恵子君） 議場での御挨拶の機会を頂き、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

また、先ほどは町長から過分なお言葉を頂きまして、心からお礼申し上げます。

議会の皆様には、課長職として4年、部長職として3年にわたり、様々な御意見、御質問をいただく中で、幸田町を築いてこられた先輩方の志を次の時代にどう引き継いでいくのか、叱咤激励をいただきながら進めてまいりました。また、あえて女性職員ということについて申し上げますと、課長補佐のときに幸田町の女性職員として、初めて立川市にあります自治大学校で学ぶ機会を頂きました。その頃から私に与えられた役割はファーストペンギン、ペンギンの群れの中から天敵がいるかもしれない海へ魚を求めて最初に飛び込む一番のペンギンなのではないかと、そのような気持ちで努めてまいりました。今日までこうして幸田町職員として職務を全うできましたことは、議員の皆様をはじめ諸先輩方、そしてかけがえのない同僚や部下の皆さんのおかげと深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後になりますが、幸田町のますますの発展と、議員の皆様、また町長、副町長、教育長の三役の皆様、それから幸田町役場職員の皆さんのますますの御健勝、御多幸を御祈念いたしまして、私の退職の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔企画部長 成瀬千恵子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、石川上下水道部長、お願いいたします。

〔上下水道部長 石川正樹君 登壇〕

○上下水道部長（石川正樹君） 議長のお許しをいただきましたので、上下水道部長を退任するに当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

役場職員として、これまで38年間務めてまいりましたが、その約半分は下水道事業に関わる業務を担当してきました。私はもともと事務職ですが、半分は技術職の業務を担当してきました。技術的なことは何も分からない自分がこうして今の上下水道部長までやってこられたのも、周りの人たちの助けがあったからだ感謝しております。

上下水道部長としましては、3年間議会に出席させていただきました。この議場で議員からの御質問に答弁する機会はあまり多くはありませんでしたが、様々な場面におきまして御指導いただきましてありがとうございました。お世話になりました。

簡単ではございますが、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

〔上下水道部長 石川正樹君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、小山消防長、お願いいたします。

〔消防長 小山哲夫君 登壇〕

○消防長（小山哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

本日は、このようなお時間を頂き、感謝申し上げます。

私は、入庁以来、警防、救助、救急業務などの消防業務を一筋に行っておりましたが、早いことに本日を迎えることになりました。

これからは今までの経験を生かしながら、より一層皆様と連携して暮らしやすい地域づくりに協力していきたいと考えております。今後も幸田町在住でありますので、議員の皆様とは今後もお目にかかる機会もあろうかと思っております。どうぞ、これからも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔消防長 小山哲夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） お三方には、長年にわたり町行政に御尽力をいただき、誠にありがとうございました。そして、大変お疲れさまでした。

席にお戻りください。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これで、散会します。

散会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和6年3月26日

議 長

議 員

議 員